

●表出主体が複数ある場合の査読の手順について

〔 令和 2 年 3 月 2 6 日
日本学術会議第 2 8 8 回幹事会申合せ〕

複数の表出主体が提言及び報告（以下「提言等」という。）の案を作成する場合において、提言等の案を査読することとされている部、委員会又は分科会（以下「査読組織」という。）が複数あるときは、査読は以下のいずれかの手順により行うものとする。いずれの手順とするかについては、作成の中心となった表出主体（以下「主たる表出主体」という。）の査読組織が決定する。

- 1 関連するすべての査読組織が、それぞれ所属する 1 名以上の会員又は連携会員を推薦して合同査読チームを構成する。合同査読チームの責任者は、主たる表出主体の査読組織に所属する者から、合同査読チームの互選によって選出する。合同査読チームが当該提言等の案について査読した場合は、すべての査読組織が査読したものとみなす。
- 2 関連する査読組織のうち、主たる表出主体の査読組織のみが当該提言等の案について査読を行う。この場合は、その他の関連する査読組織のすべてが査読したものとみなす。主たる表出主体の査読組織は、その他の関連する査読組織の協力を求めることとする。

附 則（令和 2 年 3 月 2 6 日日本学術会議第 2 8 8 回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。